

2023年11月20日
国内事業部市民参加推進課

草の根技術協力事業に係る業務ガイドライン（2021年8月）一部改定

草の根技術協力事業に係る業務ガイドラインに関し、手続き簡素化のため、以下の報告書様式・添付資料の変更を行います。

また、これまでのガイドラインで明記できていなかった第三国研修の手続きについても明確にします。

これらの変更点について、次回ガイドライン改定の際に併せて記載の変更を行います。改定作業に先立ち、簡素化することとします。

1. 月報

「業務従事者の従事計画・実績表」の添付を廃止します。四半期支出状況報告書に添付してください。

2. 各種報告書

それぞれ、「〇ページ以内」としていたページ数について、「〇ページを目途」、に修正します。

3. 第三国研修受入届

第三国研修を実施する際には「第三国研修受入届」と研修スケジュールの提出が必要です。国内機関まで提出ください。様式はウェブサイトに掲載しています。

[草の根技術協力事業に係る業務ガイドライン（2021年8月） | JICAについて - JICA](#)